

特定自主検査基準の制定について



令和 7 年 5 月に労働安全衛生法等の一部が改正（令和 7 年法律第 33 号）され、高所作業車、車両系建設機械、フォークリフト、不整地運搬車、動力プレスにかかる「特定自主検査基準」が令和 7 年 12 月に告示され、令和 8 年 1 月 1 日より施行されました。また、本改正に伴い従来の定期自主検査指針が令和 8 年 1 月 1 日をもって廃止されました。

この改正により特定自主検査はこの基準に従って行わなければならないとされ、これに違反した検査業者に対し、厚生労働大臣や労働局が特定自主検査の方法等の業務方法の改善に必要な措置を取るべきことを命じることができるとなりました。

つきましては、この改正にかかる特定自主検査基準（裏面をご参照ください）、メーカーが指定する基準値をご確認のうえ適正な特定自主検査の実施をお願い申し上げます。

○この基準は、旧指針における検査項目、検査方法及び判定基準を踏まえて所要の文言整理等を行ったものであり、一部を除き、旧指針から検査項目等の趣旨が変わるものではありません。

○特定自主検査の実施にあたっては、新基準に基づいて実施していただくともに、対象機械等の状態を正しく判定するため、検査を実施する者が、メーカーが指定する基準値（検査項目に応じて必要となる値）を適切に把握した上で検査を実施する必要があります。

※基準値についてはメーカー等にお問合せください。



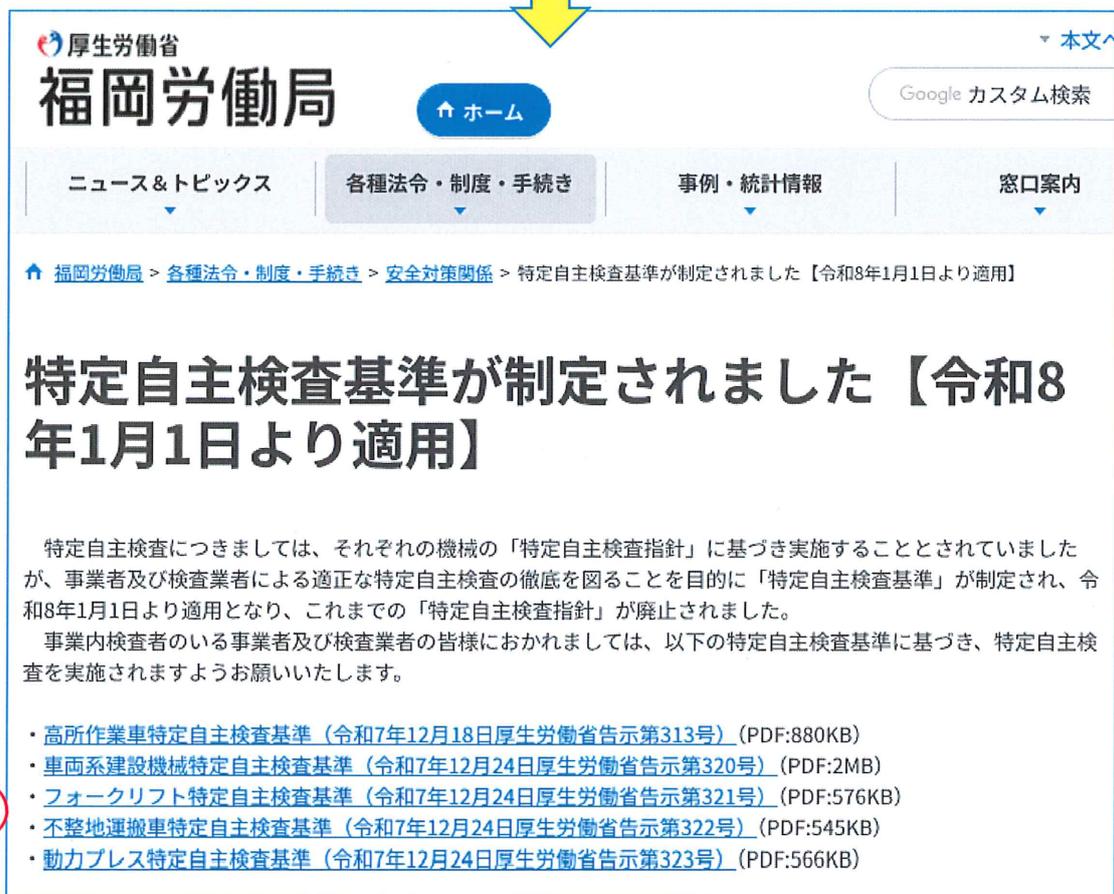
福岡労働局・労働基準監督署

特定自主検査基準の入手方法

- ①「福岡労働局 特定自主検査基準」のキーワードで web 検索
- ②「特定自主検査基準が制定されました」のページにアクセス



- ③特定自主検査基準にアクセス



※こちらの二次元コードからも上記ページにアクセス可能です。

